

許可自転車駐車場整備・管理運営事業仕様書

名古屋市有料自転車駐車場の管理運営に付随する道路法(昭和27年法律第 180号)第32条第 1項の規定に基づく道路占用許可を受けて設置することができる自転車駐車場(以下「許可駐車場」という。)の整備及び管理運営事業の内容及び基準はこの仕様書による。

以下、名古屋市を甲、指定管理者を乙という。

1 事業概要

許可駐車場については、乙が道路占用許可を甲から受ける等して、整備及び管理運営を行う。ただし、許可駐車場の整備及び管理運営事業の開始前から甲が有料の市営自転車駐車場として運営している箇所の整備については、事業開始後に実施するものとする。

2 乙が行う業務の範囲

- ア ラック、料金徴収機、案内板、上屋、照明等乙が設置した施設(以下「駐車器具等」という。)の整備
- イ 転倒防止柵、案内標識、舗装、区画線、ガードパイプ、ネットフェンス等甲が設置した施設(以下「附帯施設」という。)及び駐車器具等の維持修繕
- ウ 料金徴収など許可駐車場の管理運営
- エ 許可駐車場の利用にあたり発生するトラブルの解決
- オ 許可駐車場内の清掃及び巡回
- カ 利用者への案内・駐車指導

3 事業実施の条件

ア 施設整備

(7) 24時間利用可能な許可駐車場とし、コールセンターを設置した上で、24時間管理が可能である体制を確保するものとする。
(イ) 乙は、既設のコインポスト型料金徴収機を引き続き使用することもできるものとする。
(ウ) 管理事務所は指定管理施設のものをを使用することも可能だが、乙が別途設置する場合は、駐車場内以外の駅直近に設置するものとし、その費用は乙の負担とする。
(エ) 歩道以外の場所に限り、乙の判断によりゲート式システムやスライドラックを導入することができる。導入する場合は、機器の特徴等を甲に報告するものとする。
(オ) 一つの駐車場の入庫状況を電磁ロック式ラックまたはゲート式システム等で集中的に管理可能な場合、利用者が判別しやすい場所に、白色文字による満空表示を導入するものとする。
(カ) 2段ラックは既設のものを除き、導入することができないものとする。
(キ) 許可駐車場設置可能箇所に最低設置台数を確保するものとする。ただし、実際の需要等を踏まえた上で1回利用及び定期利用の割合や設置箇所を乙で決めることができる。
(ク) 原動機付自転車の駐車場を設置する場合は、別途甲と協議するものとする。
(ケ) 運営開始後に台数変更の必要が生じた場合は、別途甲と協議するものとする。

イ 料金体系、減免等

(7) 利用者からの利用料金は、乙の収入とする。
(イ) 利用料金は、名古屋市有料自転車駐車場条例及び名古屋市有料自転車駐車場条例施行細則に定める金額の範囲内で、利用しやすい料金設定とするものとする。
(ウ) 料金徴収時に領収書を発行するものとする。
(エ) 乙による事業期間の開始以前から定期利用を継続してきた利用者のある自転車駐車場において、当該利用者から継続して同一の自転車駐車場を利用する申し込みがあった場合、乙はこれを受け入れるものとする。
(オ) プリペイド方式の回数券（電子マネーを含む）を1回利用の駐車場に導入するものとする。 なお、電子マネーを除く回数券は、指定管理を行う自転車駐車場と共通のものとする。 ただし、既設のコインポスト型料金徴収機を引き続き使用する場合は、

回数券等による支払いへの対応を必要としない。	
(カ) 障害者が有料自転車駐車場を利用する場合は、利用料金を減免するものとする。なお、減免者の範囲・減免額については、下表のとおりとする。	
減免者の範囲	減免額
生活保護法（昭和25年法律第 144 号）の規定により保護を受けている世帯に属する者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）の規定により支援給付を受けている者が利用する場合	利用料金の全額
身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者が利用する場合	
戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第 168 号）第 4 条に規定する戦傷病者手帳の交付を受けている者が利用する場合	
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）第 2 条に規定する被爆者健康手帳の交付を受けている者が利用する場合	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123 号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が利用する場合	
市長の発行する愛護手帳（これに類するものを含む。）の交付を受けている者が利用する場合	

ウ 施設整備等の費用負担

(7) 甲は、駐車器具等の設置、維持・修繕及び管理運営に係る一切の経費を負担しないものとする。
(イ) 既設のコインポスト型料金徴収機を使用しない場合及び機器を更新する場合における撤去費用は乙が負担するものとし、撤去又は具体的な保管の方法については、甲の指示に従うものとする。
(ウ) 許可駐車場設置可能箇所については、原則、現状のまま乙に引き渡すものとする。 付帯施設の維持管理については乙が行うものとし、更新の必要が生じた場合には、甲と協議の上で行い、乙が更新費用を負担するものとし、財産は甲に帰属するものとする。 なお、駐車器具等の配置計画により、駐車器具等及び付帯施設の新設・移設・撤去等が必要となった場合は、その整備工事は乙が、乙の負担により行うものとする。 また、予定箇所以外に乙が設置希望する箇所がある場合は、別途甲と協

議するものとする。
(エ) 1回利用駐車場の利用は、原則として 3日以内（事前に利用者から 3日以上 の利用希望の申し出があった場合は除く。）とし、それを超える場合は、 乙の責任において撤去・運搬を含めて、必要な措置を行うものとする。ま た、撤去の期限等を示した表示板等を利用者にわかりやすいように掲示す るものとする。 なお、甲の保管場所への搬入については、別途甲と協議するものとする。

エ 道路占用

(7) 道路占用許可については許可期間が 5年以内となるため、乙は許可期間 の満了に伴い占用許可更新の手続きが必要となる。 事業期間満了時又は乙の都合等により事業が中止となった場合は、乙が 駐車器具等を撤去し、原状に回復するものとする。
(イ) 甲が管理する道路の占用許可を受けた許可駐車場については、乙が道路 占用料を甲に納付する。道路占用料については、道路の占用料等に関する 条例（昭和28年名古屋市条例第20号。以下「道路占用料条例と言う。」）に 基づき決定され、事業開始時点から甲が道路占用料を徴収する。
(ウ) 国が管理する国道上の自転車駐車場については、甲が国から道路占用許 可を受けるため、乙が国に対し道路占用料を納付することはないが、甲の 基準による 1年間あたりの概算道路占用料相当額程度の還元策を実施する ものとする。 なお、市内の国道は、今後甲が国から管理権原の移譲を受ける可能性が ある。その場合、甲が道路占用料条例に基づき算出した占用料を乙から徴 収する。
(エ) 占用許可の更新に際し、更新後の年間占用料額（当該占用許可期間中毎 年度支払うべき道路占用料の額をいう。）が更新年度の前年度の道路占用料 の額の 1.2倍を超える場合は、更新年度の前年度の道路占用料の額の 1.2 倍の額をもって更新後の年間占用料額とする。
(オ) 道路占用料条例の改正等により、甲は占用料を変更することがある。

オ その他

(7) 管理体制は常駐、巡回、無人は問わないが、定期利用に関する手続き（新 規受付及び解約等）やトラブル時の迅速な現場対応等、良質な利用者向け サービスを提供できる体制を確保するものとする。
(イ) 道路その他の関係施設の維持、修繕、改築等の事由が生じた場合、甲は 乙に駐車器具等の移設、改築、撤去その他の措置を命ずることがある。 この場合、乙は、乙の負担により迅速かつ確実に駐車器具等の移設、改 築、撤去その他の措置を行うものとする。 なお、甲は、乙が営業できないことにより損失が生じて一切補償しな

いものとする。
(リ) 水道管、ガス管等の敷設、仮乗入れ等工事用施設の道路占用申請による工事、永久乗入れ等の施行承認申請による工事等、道路管理者以外の者が施工する工事により、駐車器具等の移設等が必要となった場合、乙は工事の原因者との調整に誠実に対応するものとする。 この場合、移設等に要する費用は原則として工事の原因者が負担することとなるが、乙及び原因者との協議の結果、その費用の一部を乙の負担とすることができる。 移設等が必要な駐車器具の移設先及び撤去については、利用状況等を甲と乙との協議により判断するものとする。 なお、甲は、乙が営業できないことにより損失が生じても一切補償しないものとする。また、乙は、原因者にも同様の補償を求めることができないものとする。
(エ) 甲の施策等により駐車器具等の撤去もしくは移設が必要となる場合、乙は甲の指示に従うものとする。また撤去もしくは移設に要する費用については、別途甲と協議するものとする。
(オ) 乙は毎月、利用状況月報を作成し、翌月の10日までに甲に提出しなければならない。報告を要する事項は利用台数とし、駐車場別に料金区分について取りまとめるものとする。
(カ) 事業期間中、専ら乙の都合による駐車場規模の縮小及び利用料金の値上げは原則として認めないものとする。ただし、経済情勢の急激な変化、利用者数の大幅な減少等、特段の事情があると認められる場合は、甲乙協議によるものとする。
(キ) 甲、国道事務所及び名古屋高速道路公社が日常点検、工事及び維持管理を行うにあたり、駐車場内に関係者が立ち入ることがあるが、調整を図り、必要な配慮を講じるようにすること。 なお、甲は上記の理由等で乙が営業できないことにより損失が生じても一切補償はしない。 また、名古屋高速道路の橋脚付近に駐車器具等を設置する際は、1m程度の離隔距離が必要となる。
(ク) 整備工事を実施する場合には、工事方法、工程等を甲へ連絡するとともに、承認を受けた後に着手することとし、利用者への周知及び地元調整を必ず行うものとする。
(ケ) 道路占用料が減免されていることに鑑み、事業実施において収益があった場合、放置自転車の運搬作業補助等、甲への還元策を実施するものとする。
(コ) 既に許可駐車場事業が行われている駅において、前管理運営事業者による事業の期間が終了し、乙がその業務を引き継ぐときは、円滑にかつ支障なく業務を遂行できるよう、甲及び許可駐車場の前管理運営事業者と協力

するものとする。
(サ) 乙は、管理業務に従事する職員が利用者に関係者と分かるよう、制服及び名札を着用させるものとする。
(シ) 放置自転車禁止の啓発活動・キャンペーンは積極的に実施するものとする。
(ス) 駐車場別の利用料の収入、利用者数等の利用状況について、甲の指示に従い、定期的に報告するものとする。
(セ) 事業実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令等を遵守するものとする。
(ソ) 提案された項目について、甲の承認を受けた内容は必ず実施するものとし、その内容については、協定書に明示するものとする。